

障がい者に係る諸制度について

1. 福祉に関する主な制度

身体障害者手帳の交付		
身体障害者福祉法では、身体障害者手帳の交付を受けた方を身体障がい者と規定し、法に基づく福祉施策の対象とします。		
区 分	手続きに必要なもの	
申請（新規）	指定医師による診断書・意見書、写真（縦4 cm横3 cm 1枚）、印鑑	
再 交 付 申 請	紛失したとき	写真（縦4 cm横3 cm 1枚）、印鑑
	障害程度が変わったとき	指定医師による診断書・意見書、写真（縦4 cm横3 cm 1枚）、印鑑、現在所持している身障者手帳
	汚れたり破れたりして使えなくなったとき	写真（縦4 cm横3 cm 1枚）、印鑑、現在所持している身障者手帳
住所が変わったとき	同じ町内のとき・・・身障者手帳、印鑑 転出のとき・・・転出先の市町村の障害者福祉担当部署で住所変更の手続きをしてください。	
身体障がい者が亡くなったとき（返還）	身障者手帳、届け出者の印鑑	
申請・お問い合わせ・・・福祉厚生課民生係（保健センター内）		
費用負担・・・申請手数料に関してはかかりませんが、診断書料は、自己負担です		

補装具費の支給
<p>補装具は、身体障がい者の失われた身体部位や損なわれた身体機能を代償、補完する用具であり、身障者手帳に記載された障がいを補い、日常生活や社会生活を容易にするため購入（修理）した費用の一部を補装具費として支給するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用具ごとに耐用年数が設定されています。 ・車いすなど補装具と介護保険（福祉用具貸与）で共通するものは、原則として介護保険が優先します。 ・補装具は、一部品目を除き北海道心身障害者総合相談所の交付要否判定を受けた後に交付されます。（判定が必要な場合、交付までに相応の期間がかかります） ・品目 <ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由者用－義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行補助つえ、歩行器、座位保持装置、児童用保持 視覚障がい者用－眼鏡、義眼、盲人安全つえ 聴覚障がい者用－補聴器、重度障害者用意思伝達装置

<p>手続きに必要なもの</p> <p>印鑑、補装具の見積書、補装具交付要否意見書(一部品目については必要なし)</p> <p>※判定が必要な場合、障がい歴について聞き取りを行うことがあります。</p>
<p>申請・お問い合わせ・・・福祉厚生課民生係（保健センター内）</p> <p>北海道心身障害者総合相談所</p>
<p>費用負担・・・原則、補装具費の1割。</p> <p>ただし、世帯で一定所得以上のある場合は該当しない。</p>

<p>日常生活用具給付等事業</p>
<p>在宅の重度障がい者の日常生活がより円滑に行われるよう用具を給付又は貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害等級により給付品目に制限があります。 ・用具ごとに耐用年数及び給付限度額があります。 ・介護保険（福祉用具貸与）で共通するものは、原則として介護保険が優先します。 ・品目 <ul style="list-style-type: none"> 排泄管理支援用具－ストマ用装具、紙おむつ（児童用）、収尿器 情報・意思疎通支援用具－人工喉頭、点字器など 在宅療養等支援用具－たん吸引器など 自立生活支援用具－入浴補助いす、スロープなど <p>※その他は多岐にわたるのでお問い合わせ先にて確認願います。</p>
<p>手続きに必要なもの 印鑑、見積書</p>
<p>申請・お問い合わせ・・・福祉厚生課民生係（保健センター内）</p>
<p>費用負担・・・原則、日常生活用具価格の1割。</p> <p>ただし、世帯で一定所得以上のある場合は該当しない。</p>

2. 保健・医療に関する主な制度

<p>自立支援医療（更生医療）の給付</p>
<p>18歳以上の身体障がいのある方に対して、その障がいの軽減や機能回復のために必要な医療を、指定医療機関に委託して給付します。（18歳未満の身障者の場合は育成医療制度の適用になります。申請は留萌保健所です）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付に際して、心身障害者総合相談所の判定が必要です。 ・給付される医療には次のようなものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害・・・水晶体摘出手術、網膜剥離手術等 聴覚障害・・・穿孔閉鎖術等 言語障害・・・形成術、薬物・暗示療法による療法等 肢体不自由・・・人工関節置換術、切断端形成術等 内部障害・・・人工透析（腎臓機能障害）ペースメーカー埋め込み手術（心臓機能障害）中心静脈栄養法（小腸機能障害）抗HIV療法（HIVによる免疫機能障害）
<p>手続きに必要なもの 印鑑、(指定医療機関医師記載の)更生医療要否意見書</p>
<p>申請・お問い合わせ・・・福祉厚生課民生係（保健センター内）</p>
<p>費用負担・・・自己負担額は原則、医療費の1割負担。</p>

重度心身障害者医療給付事業

次の重度心身障がい者の医療費を助成します。

- ①身障1級～2級の身体障がい者
 - ②身障3級の身体障がい者（内部障がい者のみ）
 - ③重度の知的障がい者
 - ④精神保健福祉手帳1級の精神障がい者
- ・医療保険の自己負担すべき額から診察料の1割を差し引いた額を給付します。
 - ・市町村民税非課税世帯（低所得世帯）の場合は、初診時一部負担金のみ負担することとなります。
 - ・老人医療受給者で市町村民税課税世帯の場合は、負担割合（1割）は変わりませんので重度心身障害者医療費受給者証の交付はありません。
 - ・所得制限があります。
 - ・役場で重度心身障害者医療費受給者証の交付を受け、医療機関窓口で健康保険証等とともに提示します。

手続きに必要なもの 印鑑、健康保険証（国保以外の場合）

申請・お問い合わせ・・・役場 保険年金係（役場1階）

後期高齢者医療制度の加入

後期高齢者医療制度は、基本的に75歳以上の方が加入する制度ですが、65歳から74歳の方のうち、次に該当する一定の障がいのある方も加入することができます。

- ①身体障害者手帳1級～3級の方
 - ②身体障害者手帳4級の下肢機能障がいの一部の方
 - ③身体障害者手帳4級の音声・言語機能障がいの方
 - ④障害基礎年金を受給している方
 - ⑤精神障害者保健福祉手帳1級～2級の方
 - ⑥療育手帳「A」（重度）判定の方
- ・病気やケガで医療機関にかかった時に支払う自己負担額は、かかった医療費の1割（現役並み所得者の方については3割）となります。
 - ・後期高齢者医療保険料は、加入者一人ひとりに賦課され、原則として年金から差し引かれることとなります。
 - ・重度心身障害者医療助成の対象者となるためには、後期高齢者医療制度に加入することが必要となります。

手続きに必要なもの 印鑑、健康保険証（国保以外の場合）、障がいを証明する書類（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、年金証書のいずれか1つ）

申請・お問い合わせ・・・役場 保険年金係（役場1階）

その他の制度

J R旅客運賃割引制度

身体障がい者及び知的障がい者が単独又は介護者とともにJ Rの鉄道又は船を利用した場合に運賃の割引が受けられます。

- ・割引率は50%です。(子ども定期券を除く)
- ・割引の種類(身障手帳又は療育手帳に記載してあります)
 - 第1種=本人と介護者1名
 - 第2種=本人のみ(本人が12歳未満であって定期券利用の場合は本人と介護者1名)
- ・割引は全線で受けられますが、本人が単独で乗車する場合は片道101km以上となります。
- ・割引される乗車券は、普通乗車券、定期券、回数券、急行券(特急券を除く)です。
- ・利用される場合は、乗車券購入時に窓口に身障手帳又は療育手帳を提示して申し込みます。

お問い合わせ・・・J R各線

航空運賃割引

12歳以上で身体障がい又は知的障がいのある方が航空機を利用する場合に運賃の割引を受けることができます。

- 第1種=本人と介護者1名
- 第2種=本人のみ
- ・割引を受けることができる航空会社は、国内に本所のある航空会社の国内線です。
- ・割引率は、各航空会社及び路線により異なります。
- ・利用する場合は、搭乗券購入時に窓口に身障者手帳又は療育手帳を提示して申し込みます。

お問い合わせ・・・航空各社

タクシー料金割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方がタクシーを利用する場合に運賃の割引を受けることができます。

- ・割引率は10%です。

お問い合わせ・・・各タクシー会社

バス運賃割引

障がい者がバスを利用する場合は、運賃の割引を受けることができます。

(第1種=本人と介護者1名、第2種=本人のみ)

- ・割引率は50%です。(定期券は30%)
- ・割引を受ける場合は、料金支払時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

お問い合わせ・・・各バス会社

有料道路料金割引

身体障がい者本人が自動車を運転する場合及び重度(第1種)の身体障がい者又は知的障がい者が同乗している場合に、高速道路等の通行料金の割引を受けることができます。

- ・割引率は50%以下です。
- ・割引は、福祉厚生課民生係で身体障害者手帳又は療育手帳に割引の有効期限等の記載をしてもらい、その手帳を通行の際に提示することにより受けることができます。
- ・ETCノンストップ走行の割引には有料道路会社等への事前手続きが必要です。
- ・割引の有効期間は2年です。(更新可)
- ・割引対象となる自動車は、障がい者本人が所有者又は使用者になっているもの及び家族等が所有者になっているものに限られます。

手続きに必要なもの 身障者手帳、車検証(写し)、免許証

申請・お問い合わせ・・・福祉厚生課民生係(保健センター内)、有料道路会社等

NHK放送受信料減免

障がい者のいる世帯ではNHK放送受信料が減免される場合があります。

①全額免除

- ・障がい者のいる世帯であって、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。

②半額免除

- ・世帯主が視覚障がい者又は聴覚障がい者である場合
 - ・世帯主が重度(身障1級～2級、知的「A」判定、精神1級)の障がい者である場合
- 減免を受けるには、NHKまたは市町村から交付された減免申請書に市町村から証明を受け、NHKに提出する必要があります。

申請・お問い合わせ・・・福祉厚生課民生係(保健センター内)、NHK(旭川放送局)

心身障害者扶養共済制度

障がい者を扶養している方(加入者)が、道に毎月一定額(掛け金)を払い込み、加入者が亡くなられたり重度の障がい者となった場合に、残された障がい者に一生涯年金を支給することにより生活の安定をはかる制度です。

- ・加入できる方は、知的障がい者、障害等級1級から3級までの身体障がい者及びこれに準ずる障がい者の配偶者とその障がい者を養育している父母、兄弟姉妹、祖父母などの親族で65歳未満の方です。（重病を患っている場合は加入できない場合があります。）
- ・掛金は加入時の年齢により異なり、2口まで加入できます。
- ・給付は、1口につき2万円が障がい者の生存中支給されます。
- ・障がい者の方が金銭管理が困難な場合は、年金管理者をあらかじめ指定します。
- ・加入者よりもさきに障がい者の方が亡くなった場合は、加入期間に応じて一時金（弔慰金）を支給します。

申請・お問い合わせ・・・福祉厚生課民生係（保健センター内）
 北海道留萌振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課
 （旧留萌支庁）

税制における優遇措置

障がい者の方に対して、税制における各種控除等の優遇措置があります。
 所得税、住民税については、年末調整、確定申告の際に自ら申告する必要があります。

①所得等控除

税区分	事 項	内 容
所得税	障害者控除	身障3級～6級、知的障がい者(療育手帳B)27万円控除
	特別障害者控除	身障1級～2級、重度の知的障がい者(療育手帳A)40万円控除
	同居特別障害者扶養控除	同居の親族が特別障がい者の場合扶養控除・配偶者控除に35万円を加算
所得税・住民税	掛金の控除	心身障害者扶養共済の掛金を控除
相続税	障害者控除	(70歳－障がい者の年齢)×6万円を70歳まで毎年税額から控除
	特別障害者控除	(70歳－障がい者の年齢)×12万円を70歳まで毎年税額から控除

②非課税

所得税・住民税	社会福祉関係給付金	心身障害者扶養共済の給付金、生活保護法・児童福祉法・身障福祉法・母子保健法に基づく支給金品、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、障害基礎年金等は非課税
住民税	非課税限度額	障がい者等は前年所得が125万円以下は非課税
相続税	身心障害者扶養共済	受給権は課税価格に算入されない

お問い合わせ・・・税務署、ただし、住民税は役場 税務係（役場1階）

自動車税・自動車取得税の減免

身体障がい者又はその者と生計を一にする方が、身体障がい者のために専ら使用する目的で自動車を取得し、専ら障がい者のために使用するもので知事が認めるものは、自動車税、自動車取得税の減免を受けることができます。

対 象	該 当 者		持参するもの	税
1. 本人運転 (障がい者本人が運転する場合)	視覚障害	1～3級・4級の1 4級の2	1. 本人運転 (1)障害者手帳 (2)自動車運転免許証 (3)自動車検査証 (4)印鑑 2. 生計同一者運転 (1)障害者手帳 (2)自動車運転免許証 (3)自動車検査証 (4)印鑑 (5)家族全員の住民票 (6)通院・通学証明書 ※課税免除等が受けられる自動車は、障がい者1人につき自家用の自動車1台に限られます。	免除
	聴覚障害	2級・3級		
平衡機能障害	3級・5級			
2. 生計同一者運転 (障がい者本人と生計を同じくする方が専ら障がい者の通院、通学又は生業のために運転する場合)	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
	上肢不自由	1級～3級		
	下肢不自由	1級～6級		
	体幹不自由	1級～3級及び5級		
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害			
	上肢機能	1級～3級		
	移動機能	1級～6級		
	心臓機能障害	1級・3級・4級		
	腎臓機能障害	1級・3級・4級		
	呼吸器機能障害	1級・3級・4級		
	ぼうこう又は直腸機能障害	1級・3級・4級		
	小腸の機能障害	1級・3級・4級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級			
肝臓機能障害	1級～4級			
知的障害者	療育手帳A・B			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級～3級			

※詳細については、事前に留萌振興局税務課にお問い合わせください。

申請・お問い合わせ・・・留萌振興局税務課(42-8416)

※軽自動車税の減免の申請・お問い合わせについては役場税務係まで

携帯電話基本使用料等の割引

身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、携帯電話使用料等の割引を受けることができます。

申請・お問い合わせ・・・携帯電話各社、携帯電話取扱店

障害年金

国民年金・厚生年金の加入者が障害等級表に定める程度の障がいを受けた場合又は20歳未満で障害等級表に定める程度の障がいを受けた方が20歳以上になった場合には障害年金が支給されます。

※65歳以上の方で既に年金を受給されている方は該当になりません。

①国民年金

ア 障害年金（旧法）

対象者・・・昭和61年3月以前から障害年金を受給している方

年金額（最低補償額） 794,500円

イ 障害基礎年金

対象者・・・障害福祉年金受給者及び昭和61年4月以降に受給資格を得た方

年金額 1級 993,100円

2級 794,500円

18歳未満の子がいる場合の加算（1,2人目）228,600円

〃 （3人目以降） 76,200円

※20歳から障がいを受けるまでの加入期間の3分の2以上保険料を納付していない場合は支給されません。（その障害に関する初診日が20歳未満であれば支給されますが、所得により半額又は全額支給停止となる場合があります。）

②厚生年金

ア 障害厚生年金

a 厚生年金加入時に障害基礎年金1・2級に該当する程度の障がいを受けた場合に国民年金の障害基礎年金に加算されます。

（配偶者がいる場合は、月額228,600円が加算されます。）

b 1・2級よりも軽い障がいである場合は厚生年金障害等級表の3級に該当する場合は厚生年金から独自に年金が支給されます。

c 年金額は加入期間の給与と賞与等から算定された平均標準報酬額と加入月数により計算されます。（3級の最低保障額 596,000円）

イ 障害手当金

a 障害厚生年金3級よりも軽い障がいであって、障害手当金に該当する程度の障がいを受け、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている場合には、一時金として障害手当金が支給されます。

b 手当金の額は、平均標準報酬額と購入月数により計算されます。

（最低保障額 1,206,400円）

お問い合わせ・・・留萌年金事務所（43-7211）